

令和4年度

山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議

ま　え　が　き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和4年度に講すべき、本県における陸上交通の安全に関する施策を定めたものであり、第11次山梨県交通安全計画（令和3年度から令和7年度までの5か年計画。以下「計画」という。）の各章の「講じようとする施策」について、第2年次事業として実施するものである。

第11次山梨県交通安全計画では、道路交通の安全においては、最終年（令和7年）における交通事故発生件数2,000件以下、交通事故死者数20人以下、交通事故重傷者数260人以下、飲酒運転の根絶、全席シートベルト・チャイルドシート着用率100%という目標を掲げています。

また鉄道交通の安全においては、乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数の減少、踏切道の交通安全においては、踏切事故件数ゼロという目標を掲げています。

計画の目標が達成されるよう、市町村をはじめ関係機関・団体等の御協力をいただく中、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保等、各政策の推進に努めて参ります。

令和4年度 山梨県交通安全実施計画

目 次

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備	1
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
2 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	4
3 幹線道路における交通安全対策の推進	5
4 交通安全施設等の整備事業の推進	8
5 高齢者の移動手段の確保・充実	10
6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	11
7 無電柱化の推進	12
8 効果的な交通規制の推進	13
9 自転車利用環境の総合的整備	14
10 ITSの活用	15
11 交通需要マネジメントの推進	16
12 災害に備えた道路交通環境の整備	17
13 総合的な駐車対策の推進	19
14 道路交通情報の充実	20
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	21
第2 交通安全思想の普及徹底	24
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進	24
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	29
3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	33
4 地域における交通安全活動への参画・協働の推進	34
第3 安全運転の確保	35
1 運転者教育等の充実	35
2 運転免許制度の改善	37

3 安全運転管理の推進	3 8
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	3 9
5 交通労働災害の防止等	4 1
6 道路交通に関する情報の充実	4 2
第4 車両の安全性の確保	4 4
1 車両の安全性に関する基準等改善の推進	4 4
2 自動運転車の安全対策・活用の推進	4 6
3 自動車アセスメント情報の提供等	4 7
4 自動車の検査及び点検整備の充実	4 8
5 リコール制度の充実・強化	5 0
6 自転車の安全性の確保	5 1
第5 道路交通秩序の維持	5 2
1 交通指導取締りの強化等	5 2
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な操作の一層の推進	5 3
3 暴走族等対策の強化	5 4
第6 救助・救急活動の充実	5 5
1 救助・救急体制の整備	5 5
2 救急医療体制の整備	5 7
3 救急医療機関の協力関係の確保等	5 8
第7 被害者支援の充実と推進	5 9
1 自動車損害賠償保険制度の充実等	5 9
2 損害賠償の請求についての援助等	6 0
3 交通事故被害者支援の充実強化	6 1
第8 調査研究の推進	6 3
1 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	6 3
2 交通事故の長期的予測の充実	6 4

2 鉄道交通の安全	
第1 鉄道交通環境の整備	65
第2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	66
第3 鉄道の安全な運行の確保	67
第4 救助・救急活動の充実	69
第5 被害者支援の推進	70

3 踏切道における交通の安全	
第1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	71
第2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	72
第3 踏切道の統廃合の促進	74
第4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	75

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、私学・科学振興課、交通政策課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、耕地課、交通指導課、交通規制課
------	--

○実施計画の内容

【甲府河川国道事務所】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
科学的データや、地域の顕著化したニーズ等に基づき抽出したエリアにおいて、国、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保等の対策について支援していく。
- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、管理区間が通学路に指定される場合は道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等による連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

(令和4年度事業)

箇所名	備考
国道20号	四方津地区歩道整備（上野原市）
	初狩地区歩道整備（大月市）
	広瀬交差点改良事業（笛吹市）
	三社神社入口交差点改良事業（甲斐市）
	一ツ谷交差点改良事業（韮崎市）
国道52号	万沢地区歩道整備（南部町）
国道138号	山中湖自転車歩行者道整備（山中湖村）
	明神前歩道整備（山中湖村）
国道139号	上暮地歩道整備（富士吉田市）

【私学・科学振興課】

- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路を始めとした子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく関係機関による定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援する。
また、通学路等の実態に応じ、学校、保育所等の対象施設その所管機関、警察、道路管理者等の関係機関と連携していく。

【交通政策課】

- 「通学路等における交通安全の確保」
市町村における「通学路交通安全プログラム」等に基づく継続的な取り組みを支援するとともに、関係機関と連携して交通事故多発地点調査の実施などの通学路対策を推進する。

【道路整備課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」「通学路等における交通安全の確保」

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

〔令和4年度事業〕

交差点の改良、通学路等の歩道整備、自転車道・自転車通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備など

事業名	路線名	事業費(千円)
国道橋りょう改築費	国道140号 外2路線	5, 440, 050
県道橋りょう改築費	市川三郷富士川線 外4路線	1, 140, 300
緊急道路整備改築費	国道139号 外51路線	9, 304, 125
広域連携道路事業費	国道140号	253, 150
県単独道路改築費		2, 807, 021
道路橋りょう管理費		1, 186
合計		18, 945, 832

【道路管理課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
歩道・路肩の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備を進める。
- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
歩道の段差・傾斜・勾配の改善を積極的に推進する。

【都市計画課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
都市計画道路整備時には、歩行者と自転車が安全に通行できるように、歩道等の整備を行う。
また、路肩は自転車通行空間となるため、幅員1.0m以上を確保し、通行に配慮した構造物選定を行う。
- 「通学路等における交通安全の確保」
都市計画道路の中に含まれる、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路は都市計画道路整備を積極的に推進し、歩行者の安全を確保する。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
都市計画道路整備時には、視覚障害者誘導ブロックの設置を行うとともに、横断歩道との境界を、視覚障害者と車椅子等利用者それぞれに配慮した整備を行う。
また、市町村が駅前等の交通結節点やバリアフリー法に基づく整備を行う場合は、高齢者や障害者等の安全に配慮した歩行空間等の整備について指導を行う。

【耕地課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
農道における安全対策は、地域の営農状況を踏まえ、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、防護柵や標示板などの安全施設を必要箇所に整備する。

【交通指導課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
取締り場所の確保が困難な生活道路において可搬式速度違反自動取締装置を計画的に活用し取締りの強化を図る。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
横断歩道付近等における違法駐車車両など悪質性、危険性の高い駐車違反に対する取締りの強化を図る。

【交通規制課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、
 - ・ 信号機のLED化を475灯
 - ・ 高輝度道路標識を30本の整備を予定している。
- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30やキッズゾーン等を含めた交通規制、交通安全施設の整備、道路管理者と連携した交通安全対策を実施していく。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
視覚障害者らが道路を横断する際の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。

第1 道路交通環境の整備

2 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

実施機関	都市計画課、中日本高速道路株式会社
------	-------------------

○実施計画の内容

【都市計画課】

新山梨環状道路や中央自動車道のインターと市街地を結ぶ都市計画道路の整備を行い、生活道路の通過交通排除など道路の適切な機能分化を推進する。

【中日本高速道路株式会社】

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークの体系的な整備を進めていき、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進する。

第1 道路交通環境の整備

3 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関

関東総合通信局、甲府河川国道事務所、道路整備課、道路管理課、治山林道課、耕地課、交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊、道路公社、中日本高速道路株式会社

○実施計画の内容

【関東総合通信局】

- 「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」

　　道路交通情報通信システム（VICS : Vehicle Information and Communication System）及びETC2.0等の整備・拡充について、情報通信技術面から関係機関を支援していく。

【甲府河川国道事務所】

- 「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進」

　　山梨県道路交通円滑化・安全委員会にて第2次事故ゼロプランとして選定された事故対策箇所の対策を進める。

- 「事故危険箇所対策の推進」

　　管理区間内における山梨県事故危険箇所に指定された箇所（区間）について、関係機関等と調整の上、対策を実施。

- 「道路の改築等による交通事故対策の推進」

　(1) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を実施。

- ・上暮地歩道整備・天神山地区歩道整備・初狩地区歩道整備・四方津地区歩道整備
- ・中山湖自転車歩行者道整備・万沢地区歩道整備・明神前歩道整備

　(2) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を実施。

- ・広瀬交差点改良事業・三社神社入口交差点改良事業・一ツ谷交差点改良事業

　(3) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、自転車通行空間整備 矢羽型路面標示の設置。

- 「交通安全施設等の高度化」

　　道路情報板の老朽化にともなう更新及び無停電装置の設置。

【道路整備課】

- 「事故危険箇所対策の推進」「適切に機能分担された道路網の整備」「道路の改築等による交通事故対策の推進」

　　住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

〔令和4年度事業〕

　　隅切り等の交差点の改良、視距の改良、付加車線等の整備、歩道や自転車道等の整備、高規格幹線道路等の整備、バイパス・環状道路等の整備、交通結節点へのアクセス道路の整備など

※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」（P2）を参照

【道路管理課】

- 「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進」

　　事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）を推進する。

- 「事故危険箇所対策の推進」

　　県公安委員会と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

- 「重大事故の再発防止」

　　事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

- 「適切に機能分担された道路網の整備」

　　歩道や自転車道等の整備を進めていき、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

- 「道路の改築等による交通事故対策の推進」
幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。
 - 「交通安全施設等の高度化」
道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。
- 【治山林道課】**
- 「重大事故の再発防止」
県営林道において重大事故が発生した際には、速やかに事故原因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。
 - 「幹線道路における交通規制」
県営林道において、県公安委員会により実施される交通規制がある場合は、道路管理者と連携し交通事故抑止対策を実施する。
- 【耕地課】**
- 「重大事故の再発防止」
農道における重大事故については、速やかに事故要因を調査するとともに、道路管理者と連携した安全対策を実施し、同様の事故の再発防止を図る。
 - 「適切に機能分担された道路網の整備」
地域の営農状況を踏まえた中で県公安委員会との連携を強化し、農道整備を進める。
 - 「交通安全施設等の高度化」
農道においては、地域の営農状況を踏まえ、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、必要箇所に高機能舗装や高視認性区画線などの安全施設を整備する。
- 【交通企画課】**
- 「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」
交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。
- 【交通規制課】**
- 「事故危険箇所対策の推進」
事故抑止対策として、
 - ・信号機8箇所
 - ・高輝度道路標識30本
の整備を予定している。
 - 「幹線道路における交通規制」
道路実態を把握して、速度規制などの規制の見直しを推進する。
 - 「重大事故の再発防止」
重大事故発生時には、道路管理者らと速やかに現場協議を行い、事故防止のための安全対策を推進する。
 - 「道路の改築等による交通事故対策の推進」
歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るために、道路が拡幅されるなど自転車専用通行帯の整備が可能となれば、道路管理者に働き掛けて規制を推進する。
交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るために、交差点のコンパクト化を推進する。
道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、駐車禁止及び駐車可規制を推進する。
 - 「交通安全施設等の高度化」
交通管制システムの充実を図り、信号灯器のLED化及び道路標識の高輝度化を推進する。
 - ・LED信号機475灯
 - ・高輝度道路標識30本
- 【高速道路交通警察隊】**
- 「幹線道路における交通規制」
(1) 適正な交通規制の実施
新規供用の高速自動車国道については、既に供用している区間で指定している交通規制との斉一性を確保するとともに、道路構造や交通安全施設の整備状況等を勘案し、交通規制の実施に向けた現地調査、必要な協議・調整を関係機関と行い、交通の円滑と安全を確保するための適正な交通規制を実施する。

(2) 交通規制の見直しの推進

既供用の高速自動車国道等についても、交通流の変動や交通事故の発生状況等を総合的に勘案し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

(3) 交通事故多発区間における交通規制の実施

交通事故多発区間においては、特定車両の通行すべき車両通行帯を指定する交通規制や可変式速度規制標識による速度規制とともに、交通事故や天候不良等における臨時交通規制を適確に行い、事故防止を図る。

○「重大事故の再発防止」

交通死亡事故等の重大事故が発生した際は、速やかに事故原因を調査し、道路環境の改善等の必要性が認められる場合は、道路管理者である中日本高速道路等に申し入れを行い、重大事故の再発防止を図る。

○「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」

(1) 交通事故多発区間における安全対策

事故多発区間における分析を行い、路面等の改修等の必要性が認められる場合は、道路管理者である中日本高速道路等に申し入れを行い、道路環境の改善を図る。

(2) 逆送及び立入り事案による重大事故防止対策

逆送及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故を防止するための施設の増設について継続した働きかけを行う。さらに、延伸工事中の中部横断自動車道や、建設計画のあるスマートインターチェンジについて、道路管理者との協議を十分に行い、交通の安全に必要な対策の申し入れを行うなど、先行対策を推進する。

(3) 淀滞区間における追突事故防止対策

週末等に多発する渋滞中の追突事故抑止活動として、パトカーによる渋滞最後尾やバス停留所等における駐留警戒を行う。

【道路公社】

○「重大事故の再発防止」

重大事故が発生した場合は、事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

【中日本高速道路株式会社】

○「重大事故の再発防止」

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

○「適切に機能分担された道路網の整備」

高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークの体系的な整備を進める。

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターインターチェンジの増設等による利用しやすい環境整備を進め、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

○「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」

(1) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤロープの設置を長大橋とトンネル区間に拡大することを検討する。

逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標識や路面標示等による対策の拡充に加え、産学官が連携した新しい技術として、センサーによる検知・警告設備等の対策を実施する。

渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。

また、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

(2) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、インターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。

(3) 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS : Vehicle Information and Communication System）及びETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

第1 道路交通環境の整備

4 交通安全施設等の整備事業の推進

実施機関	関東総合通信局、甲府河川国道事務所、私学・科学振興課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、耕地課、交通企画課、交通規制課、道路公社
------	---

○実施計画の内容

【関東総合通信局】

- 「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」
VICS、UTMSなど、情報通信技術（ICT）を用いてITSを推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

【甲府河川国道事務所】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
生活道路において人優先の考え方の下、ビッグデータの活用により急減速や速度超過等の潜在的な危険箇所を特定し、速度抑制や通過交通の進入抑制を図り面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。
また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
- 「交通円滑化対策の推進」
山梨県道路交通円滑化・安全委員会を実施し、交通の円滑化を推進する。
- 「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」
ETC2.0を活用し、交通状況の分析を推進する。
- 「連絡会議等の活用」
「山梨県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【私学・科学振興課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
生活道路や通学路を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保に向けた各対策に協力する。

【道路整備課】

- 「歩行者・時点差H対策及び生活道路対策の推進」「幹線道路対策の推進」
住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。
[令和4年度事業]
自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、幹線道路における交差点改良など
- ※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照

【道路管理課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。
- 「幹線道路対策の推進」
事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を推進する。
- 「連絡会議等の活用」
「県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【都市計画課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
都市計画道路整備時には、無電柱化を実施し、安全で快適な道路空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る。
- 「交通円滑化対策の推進」
都市計画道路で、道路網が複雑な場合や著しい渋滞など課題を抱える交差点について、交差点の立体化を検討する。
市町村が実施する駐車対策について、情報収集を行う。
- 「連絡会議等の活用」
都市計画道路整備時は、警察や道路管理者との協議を実施して整備を行う。

【耕地課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
通学路を兼ねる農道において、安全な歩行空間を確保するため、地域の実態を踏まえたうえで防護柵などの安全施設を必要箇所に整備する。

【交通企画課】

- 「幹線道路対策の推進」
交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。

【交通規制課】

- 「交通安全施設等の戦略的維持管理」
老朽化した交通安全施設は順次更新し、必要性が低下したものについては廃止を検討するなど、効率的かつ適切な管理を行う。
また、摩耗した道路標示については、優先順位を付けながら順次更新を推進する。
- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、
 - ・信号機のLED化を475灯
 - ・高輝度道路標識を30本の整備を予定している。
通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30やキッズゾーン等を含めた交通規制、交通安全施設の整備、道路管理者と連携した交通安全対策を実施していく。
視覚障害者らが道路を横断する際の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。
- 「幹線道路対策の推進」
幹線道路の事故防止対策のため、道路管理者らと連携して、信号機の改良を含めた安全対策を推進する。
- 「交通円滑化対策の推進」
交通安全に資するため、信号機の改良や駐車禁止規制を含め総合的な規制を実施し、円滑化対策を推進する。
- 「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」
交通管制システムの充実を図り、交通実態に応じた信号機制御を行いつつ、光ビーコンの整備など新交通管理システムを推進し、道路交通情報提供の充実等を推進する。
- 「道路交通環境整備への住民参加の促進」
交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等からの意見・要望についても必要性などについて検討し、道路交通環境の整備に反映する。
- 「連絡会議等の活用」
県道路交通環境安全推進連絡会議及びアドバイザーミーティングを活用し、安全な道路交通環境の実現を図る。

【道路公社】

- 「交通円滑化対策の推進」
パークアンドライド駐車場の利用促進を図り、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

第1 道路交通環境の整備

5 高齢者の移動手段の確保・充実

実施機関	交通政策課、リニア未来創造・推進課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【交通政策課】</p> <p>地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進することにより、交通事業者等と連携して、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを整備する。</p> <p>地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の確保・充実を図る。</p> <p>【リニア未来創造・推進課】</p> <p>最寄駅と目的地を結ぶラストマイル自動運転や中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスをはじめとした、先進交通技術の導入に向けて検討を行う。</p> <p>地域課題の解決に資するMaaSのモデル構築やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで県内への普及を推進し、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。</p>	

第1 道路交通環境の整備

6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

実施機関	道路整備課、道路管理課、都市計画課、耕地課、交通規制課
------	-----------------------------

○実施計画の内容

【道路整備課】

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

〔令和4年度事業〕

無電柱化

※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照

【道路管理課】

無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。

【都市計画課】

都市計画道路整備時には、視覚障害者誘導ブロックの設置を行うとともに、横断歩道との境界を、視覚障害者と車椅子等利用者それぞれに配慮した整備を行う。

市町村が駅前等の交通結節点やバリアフリー法に基づく整備を行う場合は、高齢者や障害者等の安全に配慮した歩行空間等の整備について指導を行う。

都市計画道路整備時には、無電柱化を実施し、安全で快適な道路空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る。

【耕地課】

農道において、安全・安心な歩行空間が確保されるよう、必要箇所へ歩道の段差解消や勾配の改善を図る。

【交通規制課】

視覚障害者らが道路を横断する際の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進し、安全・安心な歩行空間を整備する。

第1 道路交通環境の整備

7 無電柱化の推進

実施機関	甲府河川国道事務所、道路整備課、道路管理課、都市計画課
------	-----------------------------

○実施計画の内容

【甲府河川国道事務所】

歩道の幅員の確保や歩行空間のユニバーサルデザイン化等により歩行者の安全を図るため、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化に向けた電線共同溝の整備を推進する。

[R4年度無電柱化]

- ・甲府電線共同溝・甲府住吉電線共同溝・甲府国母電線共同溝・甲府徳行電線共同溝
- ・甲斐電線共同溝・本栖精進電線共同溝・鳴沢電線共同溝・富士北麓電線共同溝
- ・富士北麓(2)電線共同溝

【道路整備課】

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

[令和4年度事業]

無電柱化の推進

※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照

【道路管理課】

関係事業者と連携して無電柱化を推進する。

【都市計画課】

都市計画道路は、山梨県無電柱化推進計画に基づき無電柱化を実施し、安全で快適な道路空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る。

第1 道路交通環境の整備

8 効果的な交通規制の推進

実施機関	交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊
<p>○実施計画の内容</p> <p>【交通企画課】</p> <p>○「違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚」 交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。</p> <p>【交通規制課】</p> <p>○「最高速度規制の点検・見直し」 随時交通実態を調査し、一般道路については規制速度の引き上げを検討し、生活道路については、速度抑制対策を推進する。</p> <p>○「きめ細やかな駐車規制」 駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見・要望を取り入れながら駐車規制の実施・見直しを検討する。</p> <p>○「歩行者用信号機の制御」 横断実態を踏まえながら、待ち時間を短縮するなど運用改善を推進する。</p> <p>○「交通規制情報の質向上やデータベース化」 交通規制管理システムを整備し、より正確に規制情報を把握するとともにデータベース化を推進する。</p> <p>【高速道路交通警察隊】</p> <p>○「交通実態に合った合理的な最高速度規制の点検・見直し」 警察庁が策定する「交通規制基準」に即した、より合理的な交通規制となるよう最高速度規制の点検・見直しを推進する。</p> <p>○「交通規制情報の質の向上とデータベース化の推進」</p> <p>(1) 交通規制情報の質の向上 交通実態（実勢速度、交通量等）、交通事故発生状況等を調査し ・一方通行 ・指定方向外進行禁止 ・最高速度 等の交通規制が実態に見合ったものとなっているかを分析し、必要に応じて交通規制の内容の変更等を行う。また、上記分析の結果を踏まえ、道路管理者に対する道路の整備・改良の働きかけ、道路管理者（中日本高速道路）が管理する規制標識の点検・修繕依頼等を行う。</p> <p>(2) データベース化の推進 上記調査・改善結果を遅滞なく交通規制情報管理システムに反映し、効果的な交通規制を推進する環境を整備する。</p>	

第1 道路交通環境の整備

9 自転車利用環境の総合的整備

実施機関	甲府河川国道事務所、交通政策課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、
○実施計画の内容	
【甲府河川国道事務所】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 管理区間において自転車ネットワーク計画に該当する区間については交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出するための検討を行う。 ・自転車空間整備事業　・矢羽型路面標示の設置	
【交通政策課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 令和4年度交通安全運動の重点目標に「自転車の安全適正利用の推進」を掲げ、各交通安全運動の際に交通ルール等の遵守など自転車安全適正利用の啓発を実施する。	
【道路整備課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 [令和4年度事業] 歩車分離の自転車通行空間の整備、シェアサイクルなどの自転車利用促進策 ※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照	
【道路管理課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取り組みを推進する。 ○「自転車等の駐車対策の推進」 関係機関・団体と連携し、違法駐車の防止を推進する。	
【都市計画課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 都市計画道路整備時には、歩行者と自転車が安全に通行できるように、歩道等の整備を行う。 また、歩車分離を促進するため、路肩を自転車通行空間と考え、幅員1.0m以上を確保し、通行に配慮した構造物選定を行う。 シェアサイクルについて、市町村に情報提供を行う。 ○「自転車等の駐車対策の推進」 市町村が実施する自転車駐車対策について、指導、情報共有を行う。	
【交通企画課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。	
【交通指導課】	
○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性、危険性の高い違法駐車車両に対する取締りの強化を図る。	
【交通規制課】	
○「自転車専用通行帯等への駐車対策の推進」 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。	

第1 道路交通環境の整備

10 ITSの活用

実施機関	関東総合通信局、交通規制課、中日本高速道路株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東総合通信局】</p> <p>○「E T C 2. 0 の展開」 多彩な情報サービスが提供できる 5. 8 G H z 帯を使用した E T C 2. 0 の利活用について支援していく。</p> <p>【交通規制課】</p> <p>○「道路交通情報通信システムの整備」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコンの整備を推進する。</p> <p>○「新交通管理システムの推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコンを活用し、 U T M S の整備を行うことにより I T S を推進する。</p> <p>○「交通事故防止のための運転支援システムの推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、 T S P S をはじめとする U T M S の整備を行うことにより、 I T S を推進する。</p> <p>○「道路運送事業に係る高度情報化の推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、 P T P S の必要性を検討して整備する。</p> <p>【中日本高速道路株式会社】</p> <p>○「道路交通情報通信システムの整備」 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する V I C S の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。 また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、 E T C 2. 0 等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。</p> <p>○「E T C 2. 0 の展開」 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取り組みを推進する。</p>	

第1 道路交通環境の整備

1.1 交通需要マネジメントの推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、交通政策課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、交通規制課、道路公社
------	--

○実施計画の内容

【関東運輸局山梨運輸支局】

○「貨物自動車利用の効率化」

　貨物自動車運送事業者の行う共同輸配送や宅配便再配達削減の取り組みについて、機会をとらえて周知を図る。

【交通政策課】

○「公共交通機関の利用の促進」

　パークアンドライドやコミュニティバスの導入等のバスの利用促進を図るための施策を推進する。

　鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進する。

【道路整備課】

○「公共交通機関の利用の促進」

　住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

　[令和4年度事業]

　自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備

　※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照

【道路管理課】

○「公共交通機関の利用の促進」

　道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設置について検討する。

【都市計画課】

○「公共交通機関の利用の促進」

　都市計画道路がバス路線の場合は、バスベイを設置し、交通の円滑化を図る。

　また、自転車通行空間となる路肩の整備を行い、交通結節点までのアクセス強化を推進する。

【交通規制課】

○「公共交通機関の利用の促進」

　安全で円滑な道路交通を確保するため、P T P S の必要性を検討して整備する。

　道路管理者と連携して自転車専用通行帯の整備を推進する。

【道路公社】

○「公共交通機関の利用の促進」

　パークアンドライド駐車場の利用促進を図り、通勤方法など利用者の利便性向上を図る。

第1 道路交通環境の整備

1.2 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、道路整備課、道路管理課、都市計画課、治山林道課、耕地課、交通規制課、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容	
【甲府河川国道事務所】	
○「災害に備えた道路の整備」	
地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。大規模災害時への備えとして、迅速な道路啓開実施のための体制の構築、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の適用を想定した車両移動の実働訓練等により災害対応能力の向上を図る。	
また、地震等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての整備を図る。	
・道の駅なんぶ　防災拠点として整備実施・道の駅富士川　防災拠点として整備実施	
【道路整備課】	
○「災害に備えた道路の整備」	
住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。	
[令和4年度事業]	
橋梁の耐震対策、道路斜面等の防災対策、災害の恐れのある区間の代替道路の整備など	
※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照	
【道路管理課】	
○「災害に備えた道路の整備」	
緊急輸送道路上にある橋梁や跨線橋、跨道橋の耐震対策を推進する。	
道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。	
○「災害発生時における情報提供の充実」	
インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。	
【都市計画課】	
○「災害に備えた道路の整備」	
都市計画道路整備時は、無電柱化を実施し、災害時の道路ネットワークを確保する。	
○「災害発生時における交通規制」	
交通量等により、環状交差点導入可能な案件があれば、検討を進める。	
【治山林道課】	
○「災害に備えた道路の整備」	
県営林道法面の落石対策など、災害時の代替輸送路としての改良事業を計画している。	
【耕地課】	
○「災害に備えた道路の整備」	
緊急避難路に位置づけた農道において、軟弱路肩や崩落の危険性の高い法面の対策を行い、緊急車両等の通行の安全性を確保する。	
【交通規制課】	
○「災害に強い交通安全施設等の整備」	
災害発時においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。	
また停電による信号機の機能停止を防止するため、信号機電源付加装置や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。	
さらに、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。	

- 「災害発生時における交通規制」
災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災対法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。
- 「災害発生時における情報提供の充実」
災害発生時における道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

【中日本高速道路株式会社】

- 「災害に備えた道路の整備」
地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

第1 道路交通環境の整備

1.3 総合的な駐車対策の推進

実施機関	道路整備課、道路管理課、都市計画課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、道路公社、中日本高速道路株式会社
<h4>○実施計画の内容</h4>	
<p>【道路整備課】</p>	
<p>○「駐車場等の整備」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。</p>	
<p>【令和4年度事業】 公共駐車場の整備の推進など ※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照</p>	
<p>【道路管理課】</p>	
<p>○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 市町村や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働き掛けを検討する。</p>	
<p>【都市計画課】</p>	
<p>○「駐車場等の整備」 市町村がまちづくり計画に基づき駐車場を配置する場合、情報共有を行う。</p>	
<p>【交通企画課】</p>	
<p>○「違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚」 関係機関・団体等と連携し、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用した広報啓発活動を積極的に推進する。</p>	
<p>○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 関係機関・団体等と連携し、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用した広報啓発活動を積極的に推進する。</p>	
<p>【交通指導課】</p>	
<p>○「違法駐車対策の推進」 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向しつつ地域の駐車実態等、地域住民の意見等に即したメリハリのある取締りを推進する。 また、駐車監視員による放置駐車の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、違法駐車の実態を反映した取締りガイドラインの定期的な見直し、悪質な運転手に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及に努める。</p>	
<p>【交通規制課】</p>	
<p>○「きめ細かな駐車規制の推進」 地域住民等の意見要望を踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、道路利用者の駐車需要等にも配意し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を推進する。</p>	
<p>○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 地域住民等の意見要望を踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施する。</p>	
<p>【道路公社】</p>	
<p>○「駐車場等の整備」 市街地の周縁部（フリンジ）等の駐車場の利用促進を図り、パークアンドライド等の普及のための環境整備を推進する。</p>	
<p>○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 パークアンドライド駐車場の利用促進を図るため、積極的な広報・啓発活動を行う</p>	
<p>【中日本高速道路株式会社】</p>	
<p>○「駐車場等の整備」 高速道路の休憩施設における駐車マス不足及び休憩施設の不足に対応するため、「道の駅」を活用した休憩サービスの拡充等高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。</p>	

第1 道路交通環境の整備

1.4 道路交通情報の充実

実施機関	関東総合通信局、道路管理課、都市計画課、交通規制課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東総合通信局】</p> <ul style="list-style-type: none">○「ITSを活用した道路交通情報の高度化」 ITS（高度道路交通システム）を支える無線通信システムとして、ETC、VICS等が既に稼働中であるが、多彩な情報サービスが提供できる5.8GHz帯を使用したETC2.0の利活用など、道路交通情報の高度化についても支援していきます。 <p>【道路管理課】</p> <ul style="list-style-type: none">○「情報収集・提供体制の充実」 道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。○「分かりやすい道路交通環境の整備」 利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を検討する。 <p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none">○「分かりやすい道路交通環境の整備」 都市計画道路整備時は、道路管理者との協議により決定した標識等を設置する。 <p>【交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none">○「情報収集・提供体制の充実」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等を整備することにより、情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制システムの充実・高度化を図る。 交通管制システムを高度化することにより、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進しつつ、道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を積極的に推進する。○「分かりやすい道路交通環境の整備」 交通規制の実効を図るために、大型固定標識及び路側可変標識の整備を推進する。 国際化進展への対応のため、英語併記の規制標識の整備を推進する。	

第1 道路交通環境の整備

1.5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、交通政策課、子育て政策課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、治山林道課、耕地課、義務教育課、交通規制課、道路公社、中日本高速道路株式会社
------	---

○実施計画の内容

【甲府河川国道事務所】

- 「道路の使用及び占用の適正化等」

- (1) 道路占用の適正化等

作物の設置、工事等のための道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行等について指導する。

また、平成30年9月には改正された道路法（昭和27年法律第180号）が施行され、占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、道路占用者の維持管理義務を明確化し、道路占用者において物件の維持管理が適切になされるよう取組を実施する。

さらに、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について、電柱が車両の能率的な運行や歩行者の安全かつ円滑な通行の支障となっているときは、道路上における電柱の占用を禁止する取組を実施する。

- (2) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りその他の必要な措置によりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

また、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、地域における道路の適正な利用についての認識を高める必要があることから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。

- (3) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

- 「休憩施設等の整備の推進」

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。

【交通政策課】

- 「子供の遊び場等の確保」

子供の遊び場等の環境に恵まれない地域等から要請があった場合は、幼児や児童を対象とした児童館や児童遊園の設置について、関係機関へ働きかけを行うなど子供の遊び場等の確保に図る。

【子育て政策課】

- 「子供の遊び場等の確保」

児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としているが、児童の交通事故防止にも資するものである。

令和3年5月1日現在、児童館等は67箇所設置されている。（甲府市6箇所、甲州市3箇所、山梨市3箇所、大月市1箇所、韮崎市4箇所、南アルプス市6箇所、甲斐市11箇所、笛吹市6箇所、北杜市4箇所、中央市8箇所、南部町2箇所、昭和町4箇所、西桂町1箇所、富士河口湖町2箇所、忍野村1箇所、身延町1箇所、富士川町2箇所、市川三郷町3箇所）

引き続き、設置主体である市町村の整備計画等に基づき、施設の設置促進に努める。

また、愛宕山こどもの国は、自然の中で健康な身体と豊かな情操を育む拠点として再整備し、遊具の更新やキャンプ場の改修等を行う。

【道路整備課】

○「道路の使用及び占用の適正化」

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

〔令和4年度事業〕

掘り返しを防止するための共同溝等の整備

※事業費は第1の1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P2)を参照

【道路管理課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

道路占用の許可において、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

○「休憩施設等の整備の推進」

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

○「道路法に基づく通行禁止又は制限」

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

○「地域に応じた安全の確保」

大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通等を情報提供する。

【都市計画課】

○「休憩施設等の整備の推進」

周辺環境等、必要がある場合は、設置の検討を行う。

○「子供の遊び場等の確保」

市町村が都市公園を整備する場合、都市公園法や都市公園移動等円滑化基準などに基づく整備について、指導を行う。

【治山林道課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

県営林道の使用及び占用については、山梨県営林道維持管理要綱に基づき適正に処理する。

○「地域に応じた安全の確保」

県営林道は、多くが標高の高い山間部を通過しており、冬期の道路環境が厳しいため、生活関連林道等を除き冬期間は通行止とし、生活関連林道等については、除雪や凍結防止材の散布などを適時に行い、通行の安全を確保する。

【耕地課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

農道整備にあたっては、地域の當農状況による施工時期を調整するとともに、道路敷地内の掘り返しによる事故を防止するために、道路管理者と施工方法などの協議を行ったうえで工事を実施する。

【義務教育課】

○「子供の遊び場等の確保」

公立の小学校、中学校の校庭及び体育施設の園庭等の開放の促進を図るために、設置者に対し、国からの通知等を周知する。

【交通規制課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用の許可に当たっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

【道路公社】

- 「道路の使用及び占用の適正化等」
道路占用の許可において、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。
- 「地域に応じた安全の確保」
大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無など、ホームページ等様々な手段を活用して幅広く情報提供する。

【中日本高速道路株式会社】

- 「地域に応じた安全の確保」
積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路対策として県単位や地方ブロック単位にこだわらない広範囲で躊躇ない予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業、チェーン規制の実施、凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備を推進する。
更に、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者への提供を推進する。
また、大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通等を情報提供する。

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進

実施機関

関東運輸局山梨運輸支局、甲府保護観察所、私学・科学振興課、交通政策課、健康長寿推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、生涯学習課、保健体育課、交通企画課、運転免許課

○実施計画の内容

【関東運輸局山梨運輸支局】

- 「成人に対する交通安全教育の推進」
 - ・運行管理者に対する指導講習の充実
運行管理の重要性を認識させ、運行の安全を確保するため、安全指導業務の認定機関に対し、運行管理者等を対象とした各種講習の内容をより一層充実させるとともに、視聴覚教材を活用した効果的な講習の実施に努めさせるよう指導する。

【甲府保護観察所】

- 「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」
 - (1) 一般交通保護観察については、担当保護司を指名して処遇を行う。「交通学習手帳」を使用した交通学習を中心とし、生活指導等も行うほか、各種専門的処遇プログラム（飲酒運転防止プログラム、しそく罪指導プログラム等）を、個々の問題に応じて適宜実施することで処遇の充実を図る。
 - (2) 交通短期保護観察については、保護司を指名せずに保護観察官による集団処遇を中心に行う。交通安全に関する実践的な専門的知識を学ぶ講義の場を設け、運転態度検査等を実施し個々の問題点を明らかにすることで、違反を犯した対象者が自発的に安全運転するよう、交通法規に関する知識の向上や遵法精神のかん養を図る。

【私学・科学振興課】

- 「小学生、中学生、高校生に対する効果的な交通安全教育の推進」
 - (1) 各学校において、教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保するよう、関係機関からの通知等により周知を図る。
 - (2) 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫するよう各学校へ促す。
 - (3) 私立学校へ各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。
 - (4) 家庭、地域へ交通安全運動の情報提供がなされるよう、各学校へ周知を依頼する。
 - (5) 警察等関係機関との緊密な連携を図る。
 - (6) 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全における指導力の向上に努める。
 - (7) 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導の徹底を高等学校へ周知する。
 - (8) スクールバスの安全な乗車について、日常的な指導を行うよう学校へ促す。

【交通政策課】

- 「幼児に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 幼稚園、保育所、認定こども園における交通安全教育の実施を推進するとともに、教材等の貸し出しなどの支援を行う。
 - (2) 市町村の交通指導員による交通安全教室の開催を推進する。
- 「小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進」
小学校、中学校、高校の要請に基づき、交通安全教育に必要な教材の貸し出しや情報提供などの支援を行う。
- 「成人に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 安全運転管理者協議会の要請に基づき、交通安全教育を実施する。
 - (2) 大学や専修学校、市町村、交通指導員等と連携し、自転車等の交通安全教育を推進する。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 運転適性診断、安全運転サポート車体験、高齢者の交通事故の発生実態や加齢に伴う身体機能特性等についての講習会などを開催する。
 - (2) 関係機関と連携して、反射材用品の配布を行うとともに、高齢者クラブ等を通じた交通安全の推進を図る。

- 「障害者に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 身体障害者運転者会の要請に基づき交通安全研修を実施する。
 - (2) 関係機関と連携し、介護者への交通安全教育を推進する。
- 「外国人に対する交通安全教育の推進」
 - 事業者の要請に基づき、外国人従業員に対する交通安全研修を実施する。
- 「効果的な交通安全教育の推進」
 - シミュレーター等の機器を活用した体験型の交通安全教育を行うとともに、教材等の貸し出しなどの支援を実施する。

【健康長寿推進課】

- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
 - 高齢者の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、高齢者の安全確保に向けた地域の見守り活動を促進します。
 - 見守り事業取り組み実施市町村数 27市町村

【義務教育課、特別支援教育・児童生徒支援課】

- 「幼児に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 公立幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部における交通安全指導の徹底
 - ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。
 - (2) 公立幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部における交通安全対策の確立
 - ア 幼児の登降園（登下校）の途上における安全の確保を図る。
 - イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。

【保健体育課・義務教育課・特別支援教育・児童生徒支援課】

- 「小学生に対する交通安全教育の推進」
 - 《学校における交通安全教育の機会の確保》
 - 1 実施計画の方針及び重点
 - (1) 各教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。
 - 2 実施計画の内容
 - (1) 体育の保健領域の指導においては、身近な交通を取り上げ、実践力につながる指導に務める等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。
 - (2) 道徳科においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。
 - (3) 特別活動（学級活動、児童会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。
 - (4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

- 1 実施計画の方針及び重点
 - (1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立
 - (2) 児童の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫
 - (3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携
- 2 実施計画の内容
 - (1) 交通事故防止の積極的推進
 - ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。
 - イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。
 - ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。
 - エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。
 - (2) 登下校時の安全管理
 - ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。
 - イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。
 - ウ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

ウ 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。

○「中学生に対する交通安全教育の推進」

《学校における交通安全教育の機会の確保》

1 実施計画の方針及び重点

(1) 各教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。

2 実施計画の内容

(1) 保健体育の保健分野の指導においては、交通事故による障がいの防止について学習し、安全に行動することの指導に努める等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。

(2) 道徳においては、自他の生命を尊重することや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。

(3) 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。

(4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

1 実施計画の方針及び重点

(1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立

(2) 生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫

(3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

2 実施計画の内容

(1) 交通事故防止の積極的推進

ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。

イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。

ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。

エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。

(2) 登下校時の安全管理

ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。

イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。

ウ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。

エ 自転車通学者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

【保健体育課・高校教育課・特別支援教育・児童生徒支援課】

○「高校生に対する交通安全教育の推進」

《学校における交通安全教育の機会の確保》

1 実施計画の方針及び重点

(1) 各教科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。

2 実施計画の内容

(1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。

(2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重することや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。

(3) 特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。

- (4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立
- (2) 生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫
- (3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

2 実施計画の内容

(1) 交通事故防止の積極的推進

- ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。
- イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。
- ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。
- エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。

(2) 登下校時の安全管理

- ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。
- イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。
- ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。
- エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。
- オ 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導を徹底する。
- カ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。
- キ 自転車通学者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

- ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。
- イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4) 交通安全指導のための事業推進

- ア 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。
- イ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。
- ウ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
- エ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- オ 高校生の“交通事故・違反「0」3か月運動”を設定し、交通安全意識の高揚を図る。
- カ セーフティードライブ・チャレンジ1 2 3への積極的な参加を図る。

【生涯学習課】

○「成人に対する交通安全教育の推進」

- (1) 子どもをもつ親を対象とする交通安全教育の推進
幼稚園教育番組で安全教育に関する情報を発信する。
- (2) 各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。

○「高齢者に対する交通安全教育の推進」

- 「山梨ことぶき勧学院」における学習講座を通し、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。

【交通企画課】

○「幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進」

- 幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校、中学校、高等学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、園児、児童、中学生、高校生に対する交通安全教育を推進する。

○「成人に対する交通安全教育の推進」

- 社会人、大学生等に対する交通安全教育の支援を行うとともに、社会人、大学生等に対する交通安全教育を推進する。

- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
高齢者に対する交通安全教育の支援を行うとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を推進する。
- 「外国人に対する交通安全教育の推進」
母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど、交通ルールの周知活動等を推進する。
- 「効果的な交通安全教育の推進」
関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。
また、受講者に応じた交通安全教育方法を用いるとともに、ドライブレコーダー、シミュレーター、VR等の機器を使用する参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。
さらに、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

【運転免許課】

- 「成人に対する交通安全教育の推進」
運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。
免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目指とし、免許更新時や各種講習等を行う。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努める。
- 「外国人に対する交通安全教育の推進」
外国人運転者に対しては、外国人の居住実態や要望等を踏まえ、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進する。

第2 交通安全思想の普及徹底

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関

関東運輸局山梨運輸支局、私学・科学振興課、交通政策課、農業技術課、道路管理課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課、交通企画課、交通指導課、運転免許課

○実施計画の内容

【関東運輸局山梨運輸支局】

- 「チャイルドシートの正しい使用の徹底」
チャイルドシートについて、自動車使用者へ安全性能試験結果の情報を提供し、安全なチャイルドシートの普及を促進する。
- 「その他の普及啓発活動の推進」
自動車ユーザーが安全な自動車を選べるようにするために、自動車の車種ごとに安全性能に関する情報を提供し、より安全な自動車の普及拡大を図る。

【私学・科学振興課】

- 「横断歩行者の安全確保」
歩行者の交通ルールについての理解を深め、歩行者自らの安全を守るために交通行動を促すため、交通安全教育等を推進する。
- 「自転車の安全利用の推進」
自転車安全利用五則を周知徹底し、二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行等の危険運転の禁止、歩行者の保護など自転車運転マナーの向上を図る。
日頃からの自転車の点検整備の重要性を保護者・児童、生徒自身が十分認識できるための学校による取組を促進する。
自転車通学者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報提供に努める。

【交通政策課】

- 「交通安全運動の推進」
県の運動主催機関・団体をはじめ、交通対策推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。
事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広報誌、広報CM、広報車等により広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。
関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。
地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。
「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の全国交通安全運動期間中に設定し、街頭キャンペーン等の広報活動、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に展開する。
事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配意する。
- 「横断歩行者の安全確保」
交通安全教室や交通安全イベントを通じて、運転者に対する歩行者優先義務や歩行者に対する交通安全教育を推進する。
- 「自転車の安全利用の推進」
チラシ・ポスター、広報誌、広報CM、交通安全イベント、自転車小売業者・貸付事業者登録制度等を通じて、条例で規定されている自転車の安全適正利用や自転車保険加入の促進、幼児用座席でのヘルメット・シートベルトの着用、児童等のヘルメット着用などの普及啓発を強力に行う。
- 「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底」
交通安全イベントなどにおいて、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを用いた着用効果が実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日における羽子板等を用いた街頭啓発活動、交通安全チャイルドシート講習会や県広報CMなど、あらゆる機会・媒体を通じてシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

- 「チャイルドシートの正しい使用の徹底」
交通安全チャイルドシート講習会を開催し、正しい使用の徹底、6歳以上でも必要に応じて使用させること、各種支援制度の活用などを周知啓発する。
- 「反射材用品等の普及促進」
交通安全教室や交通安全イベントを通じて、反射材の視認効果や使用方法、身の回り品への組み込みなどの情報提供を行う。
- 「飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進」
飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。
交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキー・運動の普及啓発、アルコール検知器等による運行前検査の法令化の周知に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを進める。
死亡事故等の多発する年末年始における、酒類提供店等と連携した「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の実施、市町村ごとに飲酒運転の事故率・違反率を公表することによる啓発、アルコール問題の専門家を企業の研修会に派遣する取り組み、飲酒運転根絶活動推進員による飲食店への訪問活動、飲酒運転根絶に向けた取り組みを実施している企業や飲食店をモデル事業所として公表する取り組みを通じて、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。
飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取り組みの推進に努める。
県及び市町村で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。
- 「効果的な広報の実施」
官民が一体となった交通安全運動の機会、広報CM、県・市町村の広報誌などの家庭向けの広報媒体を通じて、子供と高齢者の交通事故防止、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底、妨害運転や飲酒運転の根絶、運転中のスマートフォンの操作の危険性等について啓発を行う。
民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、情報提供等を積極的に行う。
- 「その他の普及啓発活動の推進」
広報CM等を通じて高齢者の事故実態や夜間の重大事故の実態等を広く周知する。
二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、県、警察、関係団体と連携し、8月19日のバイクの日のほか、夏休みや行楽シーズン等の時期に交通事故の多発する県境の幹線道路や道の駅などにおいて、街頭指導や広報啓発活動を推進し、胸部等の保護や安全走行の重要性について理解増進に努める。

【農業技術課】

- 「その他の普及啓発活動の推進」
トラクターやスピード・スプレーヤーなど乗用型機械の事故防止を図るため、農作業安全研修会等により、公道走行時の安全確認や灯火器等の設置と使用、シートベルトの着用等について、交通安全の周知と啓発を行う。

【道路管理課】

- 「その他の普及啓発活動の推進」
高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。

【義務教育課・高校教育課・特別支援教育・児童生徒支援課・保健体育課】

- 「横断歩行者の安全確保」
国や各関係団体からの通知等を、公立の高等学校や特別支援学校、また各市町村教育委員会を通じ公立の小学校、中学校へ周知を行い、安全確保に結びつくよう努める。
- 「自転車の安全利用の推進」
 - (1) 「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する周知等の推進
 - ア 条例の趣旨、内容についての周知、啓発、指導を行う。
 - イ 自転車通学者に対し自転車損害賠償責任保険加入率等、条例施行後の状況調査を行う。
 - ウ 自転車通学者に対し自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。

- (2) 各種講習会、研修会等の開催
- ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して通学者の自転車利用を含めた交通事故防止に努める。
 - イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、通学者の自転車利用を含めた交通安全指導の充実に努める。
- (3) 交通安全指導のための事業推進
- ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。
 - イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。
 - ウ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
 - エ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- (4) 登下校時の安全管理
- ア 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。
 - イ 自転車の整備、点検指導を徹底する。

【交通企画課】

- 「交通安全運動の推進」
ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「横断歩行者の安全確保」
運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対して横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図るとともに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断をはじめ、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育のほか、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「自転車の安全利用の推進」
「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）等を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する交通安全教育のほか、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底」
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る交通安全教育のほか、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「チャイルドシートの正しい使用の徹底」
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用の徹底を図る交通安全教育のほか、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「反射材用品等の普及促進」
ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進」
飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育やハンドルキーパー運動の普及啓発のほか、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 「効果的な広報の実施」
ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活

動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

○「その他の普及啓発活動の推進」

高齢者、最高速度違反、飲酒運転、歩行者の事故実態や二輪車の安全走行について、ポスター及びチラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

【交通指導課】

○「横断歩行者の安全確保」

人対車の事故に占める道路横断中の事故が依然として高い傾向にあることから、通学路や生活道路を中心とした横断歩行者等妨害違反の取締りを強化する。

【運転免許課】

○「横断歩行者の安全確保」

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なもののが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、運転者に対する交通安全教育を推進する。

○「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底」

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

○「その他の普及啓発活動の推進」

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態を運転者に対しても積極的に行う。

また、高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

第2 交通安全思想の普及徹底

3 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、交通政策課、交通企画課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。</p> <p>【交通政策課】</p> <p>山梨県交通安全協会等と連携して、子供自転車大会等の交通安全に関する事業を実施することにより、その主体的な活動を促進する。</p> <p>山梨県交通対策推進協議会を毎年1回以上開催し、構成団体相互の連携を図る。 市町村の交通指導員の研修会を通じて資質向上を図り、地域における交通指導員の交通安全教育を促進する。また幅広い年代の交通指導員の確保に努める。</p> <p>【交通企画課】</p> <p>交通安全を目的とする活動に対して、必要な資料の提供に努めるとともに、従来の関係団体との協働に留まることなく、新たな組織・団体に対して交通安全に関する諸活動を要請するなど、交通安全思想の普及拡大を図る。</p>	

第2 交通安全思想の普及徹底

4 地域における交通安全活動への参画・協働の推進

実施機関	交通政策課、交通企画課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【交通政策課】 全国交通安全運動の実施要領に基づき、市町村を通じて住民が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検を行うなど住民の参加協働を積極的に推進する。</p> <p>【交通企画課】 交通安全を目的とする活動に対して、必要な資料の提供に努めるとともに、従来の関係団体との協働に留まることなく、住民の参加・協働を推進するなど、交通安全思想の普及拡大を図る。</p>	

第3 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、交通政策課、交通企画課、交通指導課、運転免許課
○実施計画の内容	
【関東運輸局山梨運輸支局】	
○「自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実」 事業用自動車の運転者のうち、事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」により、特別な教育の実施、適性診断の受診が義務付けされていることから、事業者に徹底を図る。 さらに、適性診断認定機関に対し、適性診断の受診環境を整備し受診を促進するよう指導する。	
【交通政策課】	
○「高齢運転者対策の充実」 地域公共交通のマスターplan（地域公共交通計画）の策定を推進することにより、交通事業者等と連携して、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを整備する。 地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の確保・充実を図る。	
○「シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底」 関係機関・団体と連携し、全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日における羽子板等を用いた街頭啓発活動、交通安全イベントでのシートベルトコンビンサーを用いた体験講習の開催、交通安全チャイルドシート講習会、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発を積極的に行う。	
○「自動車運転代行業の指導育成等」 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るために、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対しては、担当部署と連携して厳正な取締りを実施する。	
【交通企画課】	
○「高齢運転者対策の充実」 高齢者に対する交通安全教育の支援を行うとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を推進する。	
○「シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底」 関係機関・団体と連携し、街頭活動、交通安全教室、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発を積極的に行う	
○「自動車運転代行業の指導育成等」 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るために、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対しては、担当部署と連携して厳正な取締りを実施する。	
【交通指導課】	
○「シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底」 シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。	
【運転免許課】	
○「運転免許を取得しようとする者に対する教習の充実」 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高め、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。 また、各種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。	
○「運転者に対する再教育等の充実」 更新時講習や各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。 特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努め	

る。

また、自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

○「妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育」

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

○「二輪車安全運転対策の推進」

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。

また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

○「高齢運転者に対する教育の充実」

(1) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的かつ効率的な教育に努める。

(2) 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。

(3) 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年5月13日から施行される。改正法の適正かつ円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、施行後のこれらの制度の適切な運用を推進する。

(4) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

(5) 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るために関係機関等が連携し、運転経歴証明書制度の周知を図る。

○「危険な運転者の早期排除」

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

第3 安全運転の確保

2 運転免許制度の改善

実施機関	運転免許課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【運転免許課】</p> <p>交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験について、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。</p> <p>また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続のデジタル化の推進により更新負担の軽減を図ったり、交通事故被害者の心情に沿った対応を行うとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。</p> <p>更に、運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。</p>	

第3 安全運転の確保

3 安全運転管理の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、交通企画課、交通指導課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。</p> <p>【交通企画課】</p> <p>安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、日々変化する道路交通の現状や交通関係法令改正内容等の解説を始め、事業活動にともなう交通事故防止を促進するための安全運転管理に活用できる効果的な法定講習の実施を図る。</p> <p>特に、安全運転管理者の業務として、令和4年4月1日から運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認することなどが加わり、更に同年10月1日からこの確認を一定のアルコール検知器を用いて行うことなどが加わることから、こうした新たな業務の確実な実施について指導を強化する。</p> <p>【交通指導課】</p> <p>事業活動に伴う道路交通法違反等に関しては、使用者等へ通知を推進するほか、使用者、安全運転管理者等に対する責任追及を徹底し、使用者等による下命容認の立証に努める。</p>	

第3 安全運転の確保

4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<h4>○実施計画の内容</h4>	
【関東運輸局山梨運輸支局】	
○「運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立」	
事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取り組みを強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取り組み及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取り組みを的確に確認する。	
更に、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。	
○「抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶」	
点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するなど事業者における飲酒運転ゼロを目指す。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続ける。	
更に、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。	
○「ＩＣＴ・自動運転等新技術の開発・普及推進」	
事業者による事故防止の取り組みを推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のＡＳＶ装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。	
また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。	
更に、運行管理に利用可能なＩＣＴ技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、開発・普及を促進する。	
○「超高齢社会におけるユニバーサルデザインサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」	
事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取り組みを実施する。	
○「業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策」	
輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取り組みを現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する向けの指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。	
更に、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故低減を図るためフォローアップを行いながら対策を推進する。	
○「事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策」	
社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的问题の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取り組みを促進する。	
○「運転者の健康起因事故防止対策の推進」	
運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周	

知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

○「自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底」

1 実施計画の方針及び重点

(1) 運送事業者に対する監査

(2) 適正化事業実施機関を通じた指導徹底

2 実施計画の内容

(1) 自動車運送に係る事故防止の徹底を期すとともに、運輸の適正を図り、利用者利便を確保するため、運送事業者に対する監査を、第11次山梨県交通安全計画第1章第3節2(3)エ(ク)に記載された施策を踏まえながら計画し実施する。監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消など厳正に行政処分を行う。

(2) 国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

○「自動車運送事業安全性評価事業の促進等」

1 実施計画の方針及び重点

(1) 「貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称Gマーク）の推進

(2) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の推進

2 実施計画の内容

(1) 貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を推進し、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるよう周知徹底を図る。

(2) 貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進するため、周知徹底を図る。